

水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲

平成26年8月21日
中国地方知事会(広島県)

1 都道府県知事への移譲を提案する目的、項目

1ページ

2 提案が実現した場合に発揮する効果

(1) 水道事業等の「許認可事務の効率化・迅速化」

2ページ

(2) 水道事業等の「報告徴収及び立入検査の充実・強化」

3ページ

(3) 新水道ビジョンにおいて求められる「広域調整機能の発揮」

4ページ

1 都道府県知事への移譲を提案する目的、項目

【目的】

現在、水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の許認可・指導監督等の権限は、水源の種別及び給水人口並びに給水量の規模要件に応じて、厚生労働大臣と都道府県知事に分割付与されている。

この厚生労働大臣権限を都道府県知事に移譲・一元化することにより、「許認可事務の効率化・迅速化」、「指導監督（報告徴収・立入検査）の充実・強化」、「広域調整機能の発揮」が可能となる。

【項目】

施行令第14条（都道府県の処理する事務）の規定により、都道府県の事務から除外されている事務・権限

該当条項	主な事務・権限
令第14条第1項及び第3項	計画給水人口5万人超の特定水源水道事業（※1）の許認可、指導監督など
令第14条第2項及び第3項	一日最大給水量 25,000m ³ 超の水道用水供給事業の 許認可、指導監督など
令第14条第4項	事業統合後に現行法上厚生労働大臣管轄となる「水道事業者間」、「水道用水供給事業者間」、「水道事業者と水道用水供給事業者の間」の合理化（経営の一体化など）勧告（※2）

（※1）特定水源水道事業：「河川の流水を水源とする水道事業」及び「河川の流水を水源とする水道用水供給事業（★）を經營する者から供給を受ける水を水源とする水道事業」
 （★）水道用水供給事業：水源のほとんどが河川の流水である。（広島県内の3事業は全量が河川流水）

（※2）合理化勧告： 経営の一体化、給水区域の調整に係る権限で給水人口の合計が5万人以下など、現状においては極めて限定的

2 提案が実現した場合に発揮する効果

(1) 水道事業等の「許認可事務の効率化・迅速化」

現状・支障事例

・水道事業者は、事業(変更)認可に係る説明等に上京している。国の所管事業数は400以上あり、協議に対する国への回答は時間要する反面、国からの指摘に対する回答期限は短く、事務処理に苦慮している。

・水道事業者によっては、大臣認可事業と都道府県認可事業を経営しており、認可のほか運営上の疑義に関する照会相手が事業ごとに異なり、効率的でない。

◆◆◆ 水道事業者としても、身近な都道府県への権限移譲を期待 ↑↑↑

・給水人口5万人以下の水道事業であっても、認可申請に係る審査基準は同様であり、都道府県は技術的ノウハウを十分に持っている。

権限移譲により発揮する効果

・水道事業者にとって都道府県との協議では、緊密な意思疎通が可能になり、スケジュールの見込みが立てやすく、効率化・迅速化が図られ、早期の事業着手が可能となる。

・認可権限を都道府県知事に一元化することにより、水道事業者の利便性が向上する。

(2) 水道事業等の「報告徵収及び立入検査の充実・強化」

現状・支障事例

・水道事業者への立入検査の割合である「監視率」は、国の8.6%に対して広島県は55%と高い。

広島県内の状況	国管轄		広島県管轄		計
	上水道:5万人超	上水道:5万人以下	簡易水道		
所管市町と事業数 (H26.3)	7市(7事業)	11市町(11事業)	14市町(84事業)	19市町(95事業)	
立入検査<監視率>(H21～25)	8.6%	75%	52%	55%	

・国が管轄する事業において施設事故等があつた場合、報告徵収・立入検査権限がない都道府県への情報提供は国への報告後であるとともに、詳細情報の把握に支障あり、他の水道事業者への注意喚起が不充分になる。※平成26年度、広島県内で発生した事業2件は、国が管轄する上水道事業で発生

権限移譲により発揮する効果

- ・5万人超水道事業者への指導監督の指導監督の充実・強化が図られ、かつ大規模事業者の運営ノウハウの他の事業者への普及により、全水道事業者の運営体制の強化に資することができる。
- ・事故などがあった場合には、速やかな報告徵収、立入検査、遅滞のない他の水道事業者に対する注意喚起が可能となり、安全な水道水の確保に迅速に行動できる。
- ・普段からの指導監督により施設の現況把握が容易になり、現に都道府県知事の権限である緊急時の水道用水の供給命令(法第40条)が迅速・適確に執行できる。

(3) 新水道ビジョン(H25.3 厚生労働省)において求められる「広域調整機能の発揮」

現状・支障事例

- ・新水道ビジョンでは、都道府県の役割として、現在の認可権限等の枠にとらわれることなく、「広域的な事業間調整機能」とび「流域単位の連携推進機能」の発揮を求めている。
- ・老朽管更新需要増に伴う財源確保、技術職員の大量退職に伴う技術基盤・人材確保の問題に対応するため、広域化・広域連携を検討・推進したくても、許認可・指導監督・合理化勧告の対象水道事業者が限定されている現状では、都道府県が主導的に推進することに支障を来している。
- ・広域連携の推進に当たっては、水道事業者は都道府県のニシアティブを求めている。

広島県内の管轄市町数の見通し	国管轄		広島県管轄		計
	上水道:5万人超	上水道:5万人以下	簡易水道		
現在(H26.3)	7市(7事業)	11市町(11事業)	14市町(84事業)		19市町(95事業)
簡易水道統合後(H29~)	8市(8事業)	11市町(11事業)	3市町(4事業)		14市町(15事業)

※厚生労働省の方針(H19 水道課長通知)に基づき、平成28年度末を目指して1市町村1水道事業(簡易水道統合)を推進中。

権限移譲により発揮する効果

- ・許認可・指導監督・合理化勧告の権限移譲により、都道府県としては認可協議や指導監督、危機管理対応を通じて意見交換を積み重ね、広域化・広域連携の機運を醸成しつつ、広域調整能力を培うことにより、実行力を発揮することができる。
- ・都市(給水区域)が連担する水道事業者、水源水系を同じくする流域内の水道事業者は、都道府県の広域調整機能を活用し、地域とともに未来を切り拓く水道の実現に挑戦できる。